

JASRAC 独占禁止法違反事件に関する最高裁判決を受けて

2015 年 4 月 28 日

株式会社イーライセンス

代表取締役 三野明洋

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本件「JASRAC 独禁法違反事件」に関する最高裁判決を受け、当社の見解を述べさせていただきます。

2009 年 2 月 27 日付の公正取引委員会による一般社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）に対する「包括徴収契約の排除措置命令（平成 21 年（措）第 2 号）」に関わる一連の手續につきまして、本日、最高裁判所にて、当社の意向を尊重した判決が下されました。

当社は、著作権等管理事業法に基づく民間参入第 1 号の管理事業者として 2002 年以来、一貫して「公平公正」な著作権管理環境の提供・創造と、徹底した情報公開による「公共性」の向上という点を基本的なポリシーとして管理事業を行って参りました。

そのような観点から当社は、競争原理の導入による著作権者の管理の選択肢確保を趣旨として 2001 年に施行された著作権等管理事業法の目的が十分に実現されますよう JASRAC の事実上の独占が保障されていた旧仲介業務法時代から改正されることなく存続し続けている「競争制限的ルール」の改正を実現するため、関係機関に働きかけるなどの活動を通じ、これまで実際にいくつかの改正を実現して参りました。

本件独占禁止法事件で問題となっていた「利用者との定額の使用料での包括契約（包括徴収）」による新規事業者の参入制限という問題への取り組みも、その数ある活動の一つにすぎません。

「排除措置命令」では、JASRAC の放送分野での本件包括徴収方式とともに「演奏権・貸与権・業務用通信カラオケなど」他の管理分野についても「今後、同様の行為を行ってはいけません。」と記されています。

当社といたしましては、放送権など新規支分権管理参入から 9 年、「排除措置命令」から 6 年が経過し出されました今回の判決を受け、放送権のみならず、本件包括徴収方式にて管理されている他の支分権や利用形態につきましても、利用実績を反映した按分など公平公正な競争市場の早期形成に向け、一般社団法人日本音楽著作権協会が速やかに対処されること願っております。

以上